

届出書および保険契約締結証明書は行政庁へご提出ください

基準日における届出手続きについて

締結証明書は対象期間（今回は2025年4月1日～2026年3月31日）における
 資力確保の状況の届出に使用するもので、**2026年4月21日（火）までに建設業・
 宅建業の許可・免許を受けている行政庁に提出しなければなりません。**

① 締結証明書や明細に記載された物件や戸数に誤りがないかを確認

保険証券が未発行の物件は**締結証明書に反映されません。**

その場合は速やかに証券交付申請手続きをしてください。

次の物件は、締結証明書に記載されませんのでご注意ください。

○保険種類が任意保険（2号） ○引渡日が対象期間外 ○共同住宅の施設

② 届出書をダウンロードする

Webブラウザの検索機能で『**住まいの安心総合支援サイト 関係書類ダウンロード**』と
 検索し、届出書を印刷します。

○建設業：第一号様式（第五条関係）

○宅建業：第七号様式（第十六条関係）

引渡物件の一覧表は、同封の締結証明書【明細】をご利用いただくので、ダウンロードは
 不要です。

※上記サイトへのリンクは、当社ホームページにも掲載しています。

③ 届出書と締結証明書【明細】に必要事項を記入する

届出先は、建設業・宅建業の許可・免許を受けている行政庁を記載します。(A)

基準日は令和8年3月31日になります。(B)

④ 届出書を行政庁へ提出

許可・免許を受けた都道府県または地方整備局が提出先です。（霞が関にある国土交通本省ではありません）

届出書の他に、締結証明書と締結証明書【明細】も一緒に提出します。

提出先の詳細は、住まいの安心総合支援サイトの『届出先の確認』でご確認ください。

※こちらからもご確認ください。



☆届出手続きの詳細や書類の書き方は、提出先の行政庁にお問合せください。

☆紛失による締結証明書（明細含む）の再発行は、当社ホームページのお問合せ・
 資料請求ページの『締結証明書の再発行依頼』からご依頼ください。

届出書（保険のみ用）および明細の注意点

提出書類への押印は不要です。

届出書

保険契約締結証明書

【明細】

【ご注意】 ・対象期間に引渡がない場合、締結証明書は送付されませんが届出手続きは必要です。
必ず『届出書』を行政庁へご提出ください。

・届出手続きは、最後の新築の引渡しから10年間は行わなければならない法律上の手続きです。
忘れずお手続きをお願いします。（詳細は下表をご確認ください）

■届出の実施イメージ（2025年度（2025年4月1日～2026年3月31日まで）に新築住宅の最後の引渡しを行った場合）

年度	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37
新築の引渡	1戸以上	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無
届出	—	要	要	要	要	要	要	要	要	要	要	不要	不要
届出区分	—	1戸以上	ゼロ	—	—								

株式会社 ハウスジューメン 受付センター：03-5408-8486
 （9：00～17：00）